

○國學院大學大学院国際交流旅費補助に関する規程

平成25年4月11日

(目的)

第1条 この規程は、本学大学院学生が海外において、国際的な学会、研究集会へ出席及び研究調査を実施する場合の旅費補助に関する必要な事項を定める。

(資格)

第2条 補助を受けることができる者は、博士前期課程及び博士後期課程に在学している大学院学生とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は航空賃及び宿泊費とする。

2 他の資金から航空賃及び宿泊費が支給される場合は、補助対象外とする。

(補助額)

第4条 補助額は、航空賃及び宿泊費を合算して30万円を限度とする。ただし、航空賃についてはエコノミークラス利用での実費、宿泊費についてはスタンダードルームクラス利用での実費とし、6泊を限度とする。

(申請手続)

第5条 補助を受けようとする者は、次の書類について指導教員を通じて学長に提出しなければならない。

(1) 所定の申請書（指導教員の承認を受けること）

(2) 航空賃見積書

(3) 学会開催の案内状又は招聘状

(国際的な学会、研究集会への出席の場合)

(4) 研究調査計画書及び行程表

(研究調査の場合)

(審議決定)

第6条 補助対象者及び補助額の決定は、大学院国際交流委員会の議を経て、学長が決定する。

(補助額の支払方法)

第7条 航空賃は、第5条第2号により採択した業者からの請求書に基づいて支払うものとする。宿泊費は、事後、領収書に基づいて支払うものとする。

(報告義務)

第8条 補助を受けた者は、帰国後1カ月以内に所定の報告書を学長に提出しなければならない。

2 提出された報告書は、帰国終了後1年以内に所属する研究科の大学院紀要に掲載するものとする。

(事務)

第9条 この規程による旅費補助に関する事務は、大学院事務課が担当する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。